

京都市立芸術大学副学長に関する規程

(平成30年4月17日理事長決定)

(令和4年9月8日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市立芸術大学学則第8条第2項に規定する京都市立芸術大学副学長（以下「副学長」という。）の職務、選考等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどるものとする。

2 学長に事故があるときは、副学長がその職務を代理し、学長が欠員のときは、その職務を行う。

(任命)

第3条 副学長は、理事長が任命する。

(選考方法)

第4条 副学長の選考は、大学の教育研究及び運営に関し広くかつ高い識見を有する者で、本学の教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者の中から、学長の指名する者につき、教育研究審議会の議を経て行うものとする。

2 前項の規定により副学長に選考された者は、役員及び学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長を兼ねることを妨げない。

(選考時期)

第5条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合その他の場合において、副学長を選考する。

(1) 副学長の任期が満了するとき。

(2) 副学長が辞任を申し出たとき。

(3) 副学長が欠けたとき。

(任期)

第6条 副学長の任期は2年とする。ただし、補欠の副学長の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、副学長の任期の末日は、当該副学長を指名する学長の任期の末日以前とする。ただし、学長が任期途中で辞任した場合においても、直ちに副学長

の任期が終了するものではなく、後任の学長が任命される日の前日までとする。

3 副学長は、再任されることができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、副学長に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。